第3号議案

亀岡市庁舎使用料条例の一部を改正する 条例の制定について

亀岡市庁舎使用料条例(平成2年亀岡市条例第14号)の一部を 改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年6月3日提出

亀岡市長 桂川 孝裕

亀岡市庁舎使用料条例の一部を改正する条例

亀岡市庁舎使用料条例(平成2年亀岡市条例第14号)の一部を 次のように改正する。

別表第1中

1,620円 2,700円 3,240円 4,320円 5,940円 7,560円

を 「

Γ

1,650円	2,750円	3,300円	4,400円	6,050円	7,700円

に改め、同表備考第4号中「1,080円」を「1,100円」に 改める。

別表第2中「100分の108」を「100分の110」に、「5,000円」を「5,090円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の亀岡市庁舎使用料条例の規定は、令和 元年10月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前 の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

亀岡市庁舎使用料条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 亀岡市庁舎の使用料について、消費税引上げに対応するため、 所要の規定整備を図ること。
- 2 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めること。
- 3 この条例は、公布の日から施行すること。